

平成21年12月9日

全 会 員 殿

(社)鳥取県トラック協会

会 長 川 上 和 人

(公印省略)

## 貨物自動車運送事業における過重労働防止等 労働条件の改善等のための荷主企業への要請について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は協会運営に格別のご理解を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、標記のトラック運転者にかかる長時間労働等及び災害防止対策につきましては、平素からご配慮いただいているところでありますが、荷主企業の協力を得なければ改善できないところも見受けられるため、本年11月初旬に、鳥取労働局長及び中国運輸局長の連名で荷主関係団体61の企業団体に対して、「貨物運送事業における過重労働防止等労働条件の改善等のための協力要請」が行われたところであります。このことについては、本会の会報12月号(とらっく鳥取)でお知らせしておりますが、荷主企業の運送関係担当者まで周知されていないことが懸念されますので、各会員事業者において、必要に応じて荷主企業への要請を行う等、運転者の労働条件の改善に一層の御尽力をお願いいたします。

記

### 1. 運輸・労働当局の荷主団体への改善協力要請状況について

別紙『貨物自動車運送事業における過労運転による過重労働防止等労働条件の改善等のための協力要請について』を参照。

以 上

鳥 労 発 基 第 8 8 2 号  
鳥 運 輸 第 3 4 8 号  
平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

荷主関係団体の代表者 殿

鳥 取 労 働 局 長

中国運輸局鳥取運輸支局長

貨物自動車運送事業における過労運転による過重労働防止等労働条件の改善  
等のための協力要請について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政及び運輸行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国民の生活や国内の産業を支える基幹的な事業の一つである貨物自動車運送事業（トラック事業）につきましては、労働関係法令及び運輸関係法令の遵守はもとより、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を目的とした「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年2月9日・労働省告示第7号。以下「改善基準告示」といいます。）及び過労運転の防止を目的として「改善基準告示」と同内容の基準を定めた「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年8月20日・国土交通省告示第1365号）を遵守することが求められております。

しかしながら、鳥取県内のトラック事業を営む事業場に対して、平成20年に鳥取労働局管内の各労働基準監督署が実施した監督指導結果によると、労働時間に関する法令違反が認められた事業場が64.3%に上り、また、「改善基準告示」に関する違反が認められた事業場が78.6%となっているなど、依然として長時間労働の実態がみられる状況です。その背景の一つとして、集荷・配達・運転時間等における厳しい条件などが指摘されており、トラック運転者の長時間による過労運転は、交通事故の原因ともなることから、社会的にその改善が求められているところですが、昨年秋からの急速な景気後退により、こうした条件の更なる低下も懸念されるところであります。

このような状況の下、安全運行を阻害するトラック運転者の過労運転による過重労働を防止し、労働時間等の労働条件を改善するためには、トラック事業者のみならず、荷主の皆様のご理解、

ご協力が不可欠であり、発注条件等の面で十分な配慮をしていただくことが重要であると考えております。

一部の荷主団体様には、平成19年6月28日付け中国自監第48号・鳥労発基第351号「貨物自動車運送事業における労働条件の改善等のための協力要請について」により同様の要請をさせていただいているところですが、以上のような趣旨を踏まえて、再度、要請させていただく次第であります。

今般の要請につきまして、より一層のご理解を賜り、貴団体傘下の会員各社に対しまして下記事項につき、格別のご配慮をいただくよう、周知方よろしくお願い申し上げます。

## 記

- 1 トラック事業者が、トラック運転者の労働時間等に関し、労働基準関係法令及び運輸関係法令の遵守はもとより「改善基準告示」に定める拘束時間や運転時間について遵守することが必要であり、また、交通労働災害防止のためのガイドラインを指針として交通労働災害防止を積極的に推進することが求められていることを理解していただくこと。
- 2 運送の発注を行うにあたっては、以下の点に配慮していただくこと。
  - (1) 安全で適切な運行計画を立てることができるように発注条件をあらかじめ明確にした計画的な発注を行うとともに、急な発注条件の変更は行わないこと。
  - (2) 安全な運転を確保するために、トラック運転者の休憩時間、運行経路、渋滞等を考慮した配送時刻を設定すること。
  - (3) 荷主等の都合による急な貨物の増量による過積載運行を防止すること。
  - (4) 到着時刻の遅延が見込まれる場合、改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時刻の再設定、ルート変更等を実施すること。
  - (5) 改善基準告示等に違反し、安全運行が確保できない可能性が高い発注を行わないようにすること。
  - (6) 荷の積卸し作業の効率化を図ることにより荷待時間および積卸し時間を短縮すること。
  - (7) 荷主、元請事業者は、積込・積卸し作業の遅延により運送業者が予定時刻に出発できない場合、トラック事業者に連絡をして到着時刻の再設定等を行うこととともに、荷主の敷地内で待機できるようにすること。
  - (8) 荷役作業時の労働災害を防止するため、「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」に留意すること。また、トラック事業者との間で、荷役作業場所・方法・設備等について、事前に陸上貨物運送事業労働災害防止協会が作成している「安全作業連絡書」等を用いて情報共有し、安全な作業のための連絡調整を行うこと。
- 3 トラック事業者の選定にあたっては、「改善基準告示」の遵守、社会保険や労働保険に加入していることなど、法令遵守に努めている事業者であることを考慮していただくこと。
- 4 運送契約においては、適正な運賃設定に配慮していただくこと。

## 鳥取県の関係荷主団体一覧

事業の名称		事業の名称	
1	岩美町鉋害防止協会	41	鳥取商工会議所
2	倉吉食品衛生協会	42	鳥取県中小企業団体中央会
3	建設業労働災害防止協会 鳥取県支部	43	鳥取県農協中央会
4	コープ牛乳産直交流協会	44	全国農協連合会 鳥取県本部中央家畜市場
5	社団法人 境港水産振興協会	45	鳥取県畜産農協
6	JA全農とっとり 鳥取県果実基本協会	46	鳥取酒販協同組合
7	JA全農とっとり 鳥取県産米改良協会	47	鳥取県漁業協同組合
8	JA全農とっとり 鳥取県野菜基本協会	48	鳥取県商工会議所連合会
9	全国和牛登録協会 鳥取県支部	49	鳥取県電器商業組合
10	智頭町木材協会	50	鳥取県生コンクリート工業組合
11	中小企業育成協会	51	鳥取県中古自動車販売協会
12	社団法人 鳥取県LPガス協会	52	鳥取県味噌醤油工業協同組合
13	社団法人 鳥取県管工事業協会	53	鳥取県輸出縫製品工業協同組合
14	鳥取県牛乳普及協会	54	鳥取砂利採取業協同組合
15	社団法人 鳥取県経営者協会	55	鳥取県石油協同組合
16	社団法人 鳥取県建設業協会	56	社団法人日本自動車販売協会連合会 鳥取県支部
17	社団法人 鳥取県採石協会	57	鳥取県印刷工業組合
18	社団法人 鳥取県食品衛生協会	58	鳥取県板金工業組合
19	鳥取県食品工業協会	59	社団法人 鳥取県電業協会
20	鳥取県西部クレーン建設業協会	60	鳥取県東部再生資源事業協同組合
21	社団法人 鳥取県造園建設業協会	61	鳥取県経済同友会
22	財団法人 鳥取県畜産振興協会		
23	社団法人 鳥取県労働基準協会		
24	鳥取食品衛生協会		
25	日南町建設業協会		
26	社団法人 日本食肉格付協会 鳥取事業所		
27	米子食品衛生協会		
28	林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部		
29	社団法人 鳥取県産業環境協会		
30	鳥取県酒造組合連合会		
31	鳥取県食肉事業協同組合連合会		
32	鳥取県森林組合連合会		
33	鳥取県生活協同組合連合会		
34	鳥取県木材協同組合連合会		
35	鳥取市建築連合会		
36	鳥取市商店連合会		
37	日本労働組合総連合会 鳥取県連合会		
38	八頭郡建築連合会		
39	米子市商店街連合会		
40	鳥取県商工会連合会		